⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、事業の実施による環境への影響の調査・予測・評価を実施している。その結果によると、大気質、騒音、振動については環境基準等を満足すると評価し、水質については、工事実施に伴う濁水の発生、供用後の富栄養化の対策のため、濁水処理施設及び選択取水設備を設置するなどの保全措置により、環境への影響が回避・軽減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

また、同調査等によると、本件事業区域内において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヒシクイ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ及びアベサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ等、準絶滅危惧として掲載されているイヌタヌキモ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置として、アベサンショウウオについては、主な生息環境と推定される耕作地及び湿地の改変は一部に限られるが、希少両生類であること、生息環境が限られること及び改変により生息環境が消失することから、工事実施に際して生息代替地へ移殖するなどの保全措置を講ずることとしている。ナツエビネ等については、現地調査で確認された地点を一部改変することから、改変区域内の個体の一部を生育代替地へ移植するなどの保全措置を講ずることとしている。また、今後工事による改変区域及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて吉野瀬川ダム自然環境検討会及び学識者からの指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件事業区域内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、平成23年度に発掘調査が完了しており、記録保存等の必要な措置を講じているものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、吉野瀬川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持を目的として、堤高58.0m、総貯水容量7,800,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、当流域の広瀬町から小野町において、貯水に必要なダム高を確保するため十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、岩盤がダムサイトに適していること、有効貯水容量が確保できること等を条件として検討を行った結果、申請案のほか、申請案の約290m上流に建設する案、申請案の約660m上流に建設する案の３案による比較が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も少ないこと、地形及び地質が最も適しており施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、当流域では幾度も洪水被害が発生していること、既得用水や河川環境維持のための水量を安定的に確保できない状況となっていることなどから、洪水調節を行うことによる洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、越前市等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福井県越前市役所

○四国地方整備局告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局中村河川国道事務所及び同局土佐国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道五十六号　高知県高岡郡中土佐町久礼地先から高知県高岡郡四万十町古市地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　有限会社ナインレイヤーズ　代表取締役社長　菊池　豊

住所　高知県香美市土佐山田町宮ノ口一八五番地

三　他の管理者が行う管理の内容

「一般国道三十二号、三十三号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道三十二号、三十三号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年十一月十一日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日　北海道開発局長　今　日出人